

貸切バスをご利用される
皆様へ



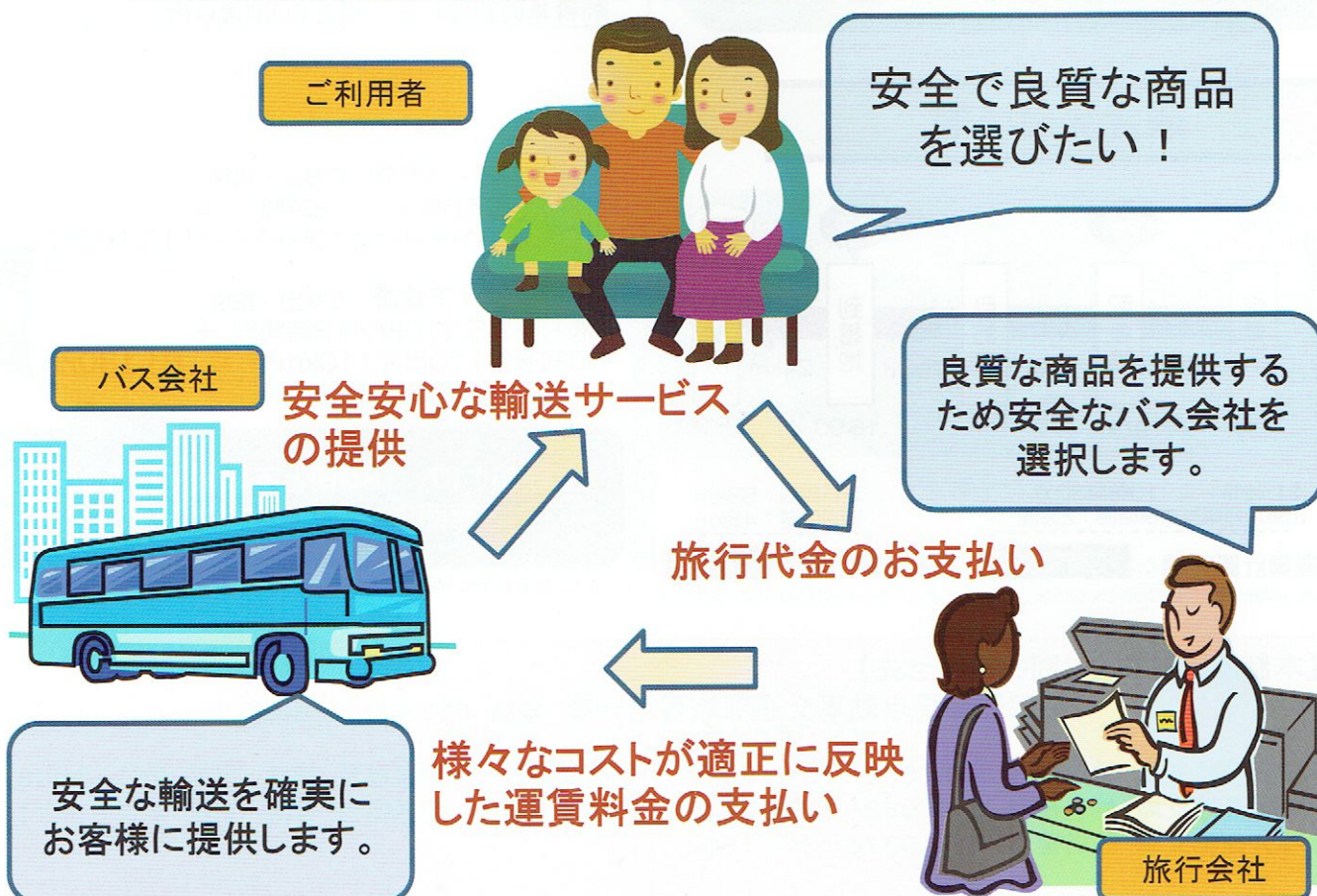
中部運輸局

貸切バスの運賃・料金制度が変わりました

貸切バス会社は、利用者を乗車させ運行するために様々なコストがかかります。
国土交通省では、そのコストを適正に反映した運賃・料金をバス会社が受け取り、安全・安心な輸送サービスの提供ができるように制度改正しました。

様々なコストとは？

- ◎人件費・燃料費・車両点検修繕費・保険料等の経費がかかります。
人件費は他業種に比べ低く、燃料費は年々高騰しています。
- ◎車両の安全・環境性を図る装備、適切な年数での車両代替えが必要です。
十数年間運行する古い車両が、多く走り続けています。
- ◎法令上義務付けられている安全措置や運転者に対して安全運転等の教育や指導には時間と費用がかかります。
日々安全運行と安全運転にかかる指導教育を行っています。



新制度による適正な運賃・料金とは？

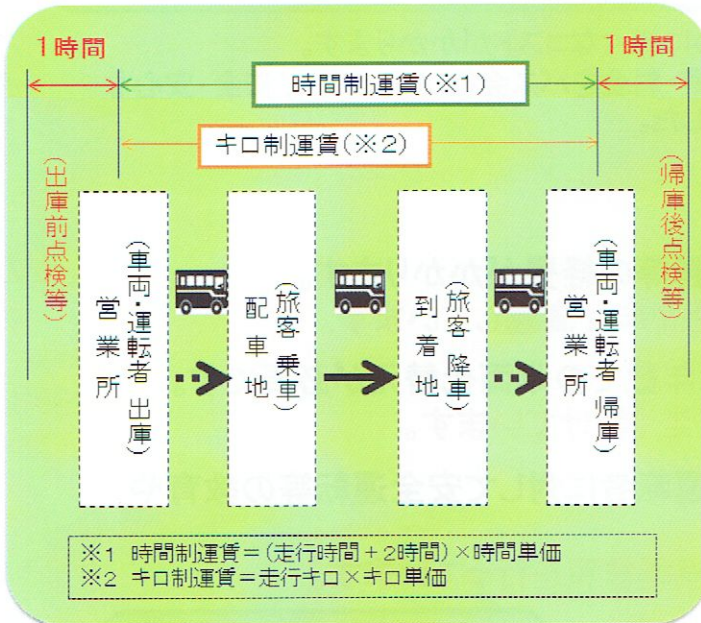
運賃は、左下の図のとおり「時間制運賃」と「キロ制運賃」を合算して計算します。
 料金は、深夜早朝運行・交替運転手を配置した時などに発生します。

標準的な運賃・料金※は、右下のとおり各運輸局ごとに定められ、バス会社の繁忙・閑散期により巾があり、その範囲内となります。

※バス会社が運輸局へ運賃・料金を届出する際、審査を必要とされない範囲内の額

一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない運賃料金の額の範囲

平成26年3月26日中運局公示第167号



		上限額	下限額	
運賃	キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	160円	110円
		中型車	130円	90円
		小型車	110円	80円
	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	7,660円	5,310円
		中型車	6,470円	4,480円
		小型車	5,550円	3,850円
料金	交替運転者配置 料金	キロ制料金 (1km当たり)	20円	
		時間制料金 (1時間当たり)	3,340円	2,310円
	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置 料金(時間制料金)の2割増以内		
	特殊車両割増料金	運賃の5割増以内		

運賃算出の例



大型車を利用・上限額 で算出(税別)
 時間制運賃7,660円×13時間※1 +
 キロ制運賃160円×110km※2 = **117,180円**

大型車を利用・下限額 で算出(税別)
 時間制運賃5,310円×13時間※1 +
 キロ制運賃110円×110km※2 = **81,130円**

上限額117,180円と下限額81,130円の
 範囲内で運賃を決定します。

※1 30分以上は1時間に切り上げ ※2 10km未満は10kmに切り上げ

【本制度に関するお問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部旅客第一課 電話 052-952-8035

愛知運輸支局 輸送担当 電話 052-351-5312
 岐阜運輸支局 輸送担当 電話 058-279-3714
 福井運輸支局 輸送担当 電話 0776-34-1602

静岡運輸支局 輸送担当 電話 054-261-2898
 三重運輸支局 輸送担当 電話 059-234-8411

貸切バスの 新たな運賃・料金制度が スタートしました



国土交通省は平成24年4月に発生した高速ツアーバス事故等を受け、貸切バスの安全性向上を図る取り組みを始めました。その一環として、貸切バスの運賃制度を見直し、運賃に安全コストを組み入れ、合理的でわかりやすい時間・キロ併用運賃が平成26年4月より実施されました。

貸切バス事業者は、基本的に運輸局ごとに公示されている運賃・料金を届け出ており、その上限額と下限額の範囲内で運賃・料金額を決定することとなっております。

新たな運賃・料金制度とは

1 時間制運賃とキロ制運賃を合算して計算します。

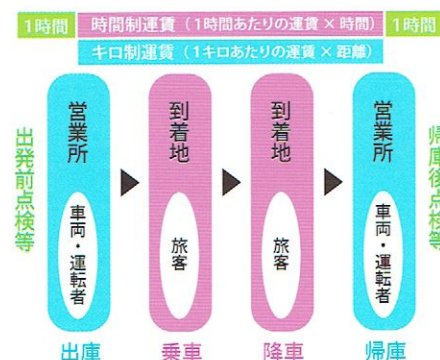
①時間制運賃

出庫から帰庫までの時間に、出庫点検・帰庫点検の各1時間ずつ合計2時間を加え、時間制運賃をかけます。

(最低保障として、3時間に点検時間の2時間を加算した5時間とします)

②キロ制運賃

出庫から帰庫までの距離にキロ制運賃をかけます。



例) 3時間運行の場合 前後2時間+運行3時間=5時間 $5時間 \times 1時間あたりの運賃 + 出庫から帰庫までの距離(キロ) \times キロあたりの運賃 = 合計運賃$

2 料金の種類について

①深夜早朝運行料金 22:00～5:00に係る運行は、その係る時間については2割を限度とした割増料金を適用。

②交替運転者配置料金 長距離・長時間・夜間運行などで安全運行のために交替運転者を配置した場合に適用。

交替運転者配置料金の計算⇒時間制料金=下限(※)～上限(※)、キロ制料金=下限(※)～上限(※) ※各運輸局が公示した料金

③特殊車両割増料金 サロンカー、リフト付きバス等は運賃の5割以内の割増しを限度として適用。

※有料道路料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料などは実費負担となります。

④例外として運賃・料金の変更届を提出している事業者は、変更届を提出している料金設定での計算となります。

3 運送申込書 / 運送引受書

貸切バス事業者と運送申込者との間における書面取引の徹底を図るため、運賃・料金の内訳が記載された運送引受書の発行・交付・保存を徹底することとします。

4 行政処分が厳しくなる予定です。

バス事業者初違反⇒20日車の車両使用停止。 再違反⇒40日車の車両使用停止。

ロケバスのご利用の際はぜひ

「信頼と安心のブランド」ロケバス協会加盟会社をご利用ください。

社団法人ロケバス協会

〒141-0021

東京都品川区上大崎 2-15-19 MG 目黒駅前 2 階 TEL 03-4540-1262 FAX 03-4540-1000

ホームページにて加盟会社一覧公開中 URL:<http://www.lba.gr.jp> E-mail:info@lba.gr.jp

